

天理市タクシー事業者LPガス（液化石油ガス）価格高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、LPガス（液化石油ガス）価格の高騰の影響を受けながらも、市民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続しているタクシー事業者の事業継続を支援するため、当該事業者に対し、予算の範囲内において天理市タクシー事業者LPガス（液化石油ガス）価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、天理市補助金等交付規則（平成15年2月天理市規則第3号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（支援対象者）

第2条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者であり、令和8年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があるものとする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む、天理市内に本店（個人事業者においては住所）及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人又は個人事業者

（2） 代表者又は役員に天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者がいないもの

（支援金の額）

第3条 支援対象者に対する支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する車両1台につき5万円とする。

（1） 支援対象者が使用すること。

（2） 天理市内に使用の本拠の位置があること。

（3） 令和8年4月1日の時点において、国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出

がされていること。

(4) 令和8年4月1日の時点において、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）に基づく休車中ではないこと。

(5) LPガス（液化石油ガス）を燃料として走行する車両であること。

（支援金の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）

は、天理市タクシー事業者LPガス（液化石油ガス）価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該日までに提出することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 申請者が所有するものとして申請書に記載された車両台数に対応する個々の車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に基づく自動車検査証の写し

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、当該書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、支援金の交付又は不交付を決定する。

2 支援金の交付は、1 交付対象者につき1回限りとする。

（交付決定等の通知）

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに天理市タクシー事業者LPガス（液化石油ガス）価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知する。

2 市長は、前条の規定により交付金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に対し、天理市タクシー事業者LPガス（液化石油ガス）価格高騰対策支

援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（交付金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の規定による交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき

（2） 法令又はこの要綱に違反したとき

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。